

令和 7 年 4 月 1 日採用 太子町会計年度任用職員 募集要項

1 募集職種、必要資格等

職 種	① 幼稚園保育補助員（週 15 時間勤務） ② 幼稚園保育補助員（週 29 時間勤務） ③ 預かり保育補助員（週 19 時間勤務）
人 員	① 2 名 ②1 名 ③4 名
資格要件	保育士登録者または幼稚園教諭免許所持者、または令和 7 年 3 月末までに前記免許等取得見込みの方 ※幼稚園教諭免許の場合は採用時点で有効な免許に限る（住所は町内外問いません） ＊ 地方公務員法第 16 条（欠格事項）各号のいずれかに該当する人は、受験できません。 (1) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 太子町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
職務内容	幼稚園保育の補助
勤務場所	町内各幼稚園

2 申込方法・受付期間

申 込 先	太子町教育委員会 こどもえがお課 こども支援係（Tel 079-277-1019） 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1
申込方法	市販の履歴書に写真を貼って提出してください。 ※ <u>希望職種を履歴書の上部余白に赤字で明記してください。</u> ※ 複数の職種を希望する場合は、優先順位を各履歴書に記入してください。
受付期間	随時 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（ただし、土・日は除きます）

3 選考日・選考場所

選 考 日	随時（詳細については、申込者に別途通知）
選考場所	太子町役場（太子町鵜 280-1）

4 選考方法・選考結果

選考方法	個別面接により行います。 ※ 内定者は、健康診断書により健康状態が確認でき次第、正式に採用を決定します。
選考結果	受験者全員に個人通知予定。

5 任用期間

任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（令和7年度） ※ 任用開始後1か月間は、その職への適正を判断する期間である条件付採用期間（有給）とし、著しく公務の能率が低下する場合は、任用を打ち切ることがあります。 ※ 任用は原則1年ごとですが、翌年度も再度本職が設置された場合においては、令和7年度の勤務成績を基に再度の任用があります。また、会計年度制度の改正が行われた場合や、社会情勢の状況を鑑み、一般公募を行うことがあります。再度の受験により任用された場合は継続勤務をすることが可能であり、通算年数に係る上限等はありません。
------	--

6 給料・勤務時間等（町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めによる）

時間給	1,303円～1,378円（前歴等により決定します） ※ 令和8年度に再度任用された場合は昇給があります
期末手当	町条例等の定めによる ※ 週の平均勤務時間が15.5時間以上である場合に支給 【例】令和7年度：6月と12月に給料の1.25月分（採用初年度の6月は30%）
勤勉手当	町条例等の定めによる 【例】令和7年度：未定 【実績】令和6年度：6月と12月に給料の0.985月分（採用初年度の6月は55%）
その他手当	町条例等の定めにより別途支給される場合があります。
勤務時間	祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日の幼稚園開園日 勤務時間は、午前8時00分から午後6時30分までの間で ① 週3日週15時間以内（休憩時間なし） ② 週5日週29時間以内（休憩時間あり） ③ 週5日週19時間以内（休憩時間なし） 勤務日、時間帯は幼稚園長と要相談 ※③は長期休暇以外の勤務は午後2時から6時30までの間
休 暇	年次休暇：①25時間 ②58時間 ③38時間 特別休暇：夏季休暇、忌引休暇 等
保 険	① 労働者災害補償保険加入、健康保険・厚生年金・雇用保険加入なし ② 健康保険・厚生年金・雇用保険・労働者災害補償保険加入 ③ 労働者災害補償保険加入、健康保険・厚生年金・雇用保険加入なし ※現在、扶養者の保険に加入している場合で②に採用された場合は、現在加入している扶養者の健康保険を脱退することとなりますので、よく確認のうえお申込みください。
交通費等	自宅から勤務場所までの距離が2km以上の場合、町規定に基づき交通費を支給。なお、自動車通勤は、駐車場の規模を考慮し3km以上の場合のみ可としています。

* 時間給及び期末手当の支給率は、令和7年4月時点のものです。

7 服務関係

適用規定	地方公務員法（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。また、営利企業への従事等（副業）の制限は適用除外となりますが、職務専念義務との兼ね合いから、本業務への影響がない程度での従事を原則とします。
------	--